

# 建設コンサルタント業務等委託に係る最低制限価格算定方法の変更について

平成29年4月1日  
土浦市総務部管財課

平成26年4月公告分から試行的に導入している最低制限価格制度について、建設コンサルタント業務等委託における入札事務の適正かつ迅速な執行を図るため、最低制限価格算定方法の一部を変更します。

## 1 最低制限基本価格の算定方法

### (1) 測量業務

ア 直接測量費

イ 測量調査費

ウ 諸経費×0.4 → 0.48 (変更後)

以上の合計額 (ア+イ+ウ)

### (2) 建築関係建設コンサルタント業務 (変更なし)

ア 直接人件費

イ 特別経費

ウ 技術料等経費×0.6

エ 諸経費×0.6

以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

### (3) 土木関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費

イ 直接経費

ウ その他原価×0.9

エ 一般管理費等×0.3 → 0.48 (変更後)

以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

### (4) 地質調査業務

ア 直接調査費

イ 間接調査費×0.9

ウ 解析等調査業務費×0.75 → 0.8 (変更後)

エ 諸経費×0.4 → 0.45 (変更後)

以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

### (5) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費

イ 直接経費

ウ その他原価×0.9

エ 一般管理費等×0.3 → 0.45 (変更後)

以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

(6) その他（変更なし）

予定価格の6／10から8／10の範囲内で適宜設定します。

**2 対象業務**

予定価格（税込）が50万円を超える建設コンサルタント業務等で競争入札に付する案件。  
（※予定価格の算定根拠となる価格が積算により算出された案件に限る。）

**3 適用時期**

本市発注の入札において、平成29年4月1日以降に入札公告または指名通知する案件から適用します。